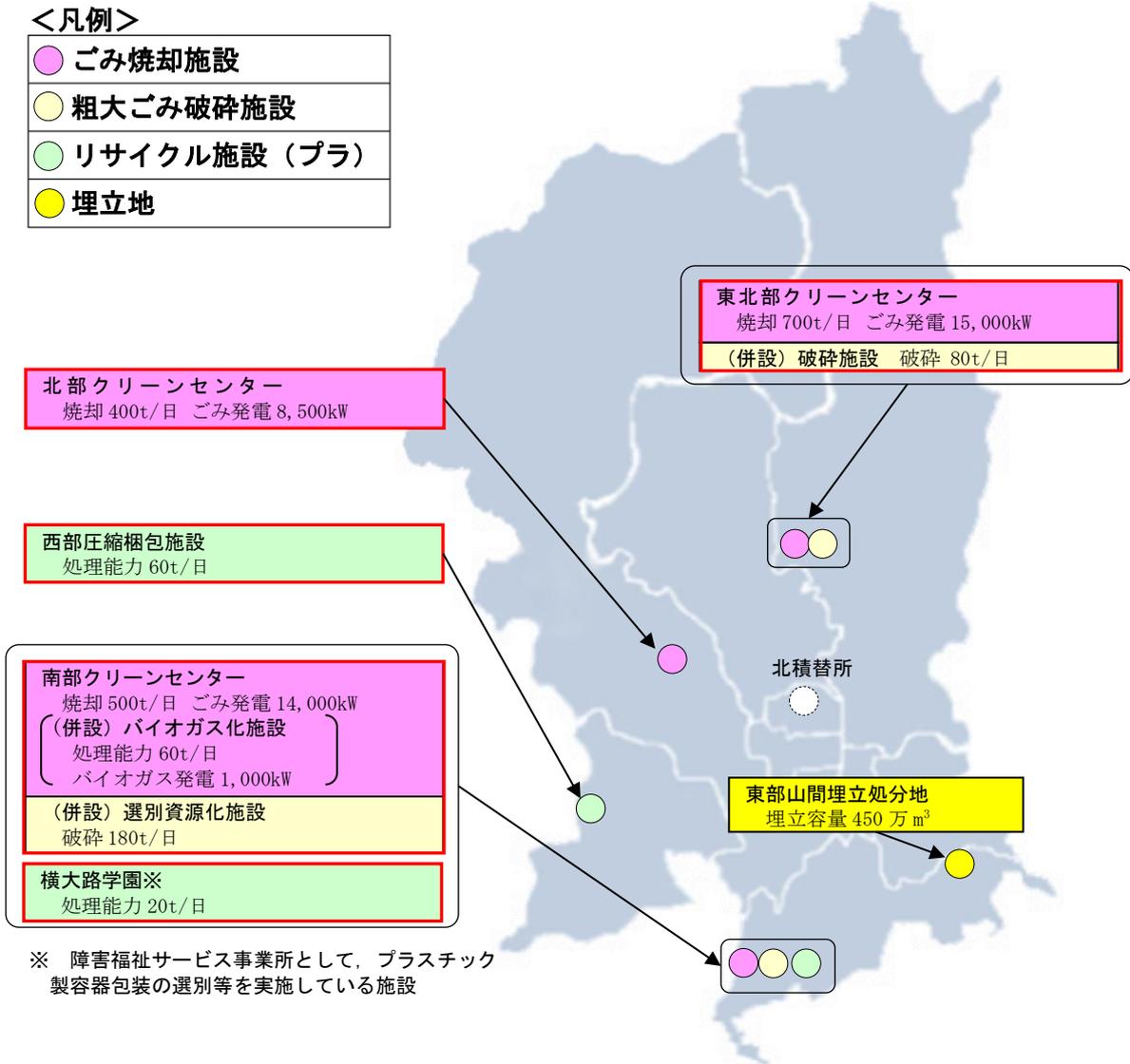


持込ごみのこれまでの経過と現在の状況

1 持込ごみ及び業者収集ごみの概要

	排出者	搬入者	搬入先	搬入方法
持込ごみ	事業者 市民	事業者 市民	東北部クリーンセンター 南部クリーンセンター	自家用車等で搬入 (搬入申告書が必要)
業者収集ごみ (焼却)	事業者 一部のマ ンション 住民	収集運搬 業許可業 者	東北部クリーンセンター 北部クリーンセンター 南部クリーンセンター	市が許可した車両で 搬入
業者収集ごみ (マンション プラ)			横大路学園 北積替所(→西部圧縮梱包 施設)	

図 1 持込ごみ及び業者収集ごみの処理施設の概要



2 持込ごみの手数料体系の経過と累進制について

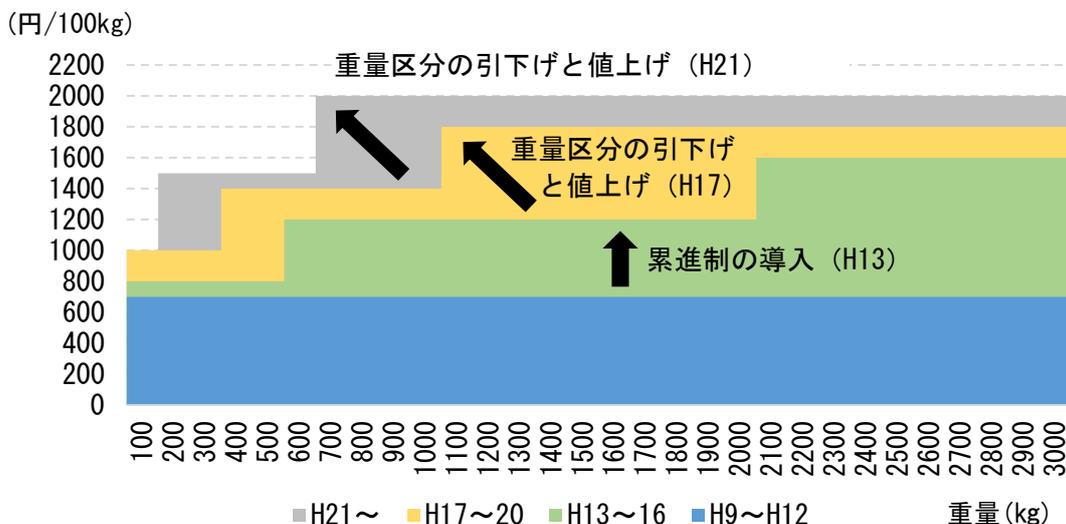
(1) 持込ごみの手数料体系の経過

減量に向けた経済的インセンティブを働かせるため、搬入者に対し、搬入量が多いほど、より大きい費用負担割合を課す累進制を平成13年度から導入した。

1回当たり搬入量の少量化によって、最も重量が大きい第3区分の運用が減少したことに伴い、平成17年度以降、段階的に重量区分を引き下げてきた。

改定時期	搬入手数料
平成9年度	700 円/100kg
平成13年度	【第1区分】 ~ 500kg : 800 円/100kg 【第2区分】 501~2000kg : 1200 円/100kg 【第3区分】 2001kg~ : 1600 円/100kg
平成17年度	【第1区分】 ~ 300kg : 1000 円/100kg 【第2区分】 301~1000kg : 1400 円/100kg 【第3区分】 1001kg~ : 1800 円/100kg
平成21年度	【第1区分】 ~100kg : 1000 円 【第2区分】 101~600kg : 1500 円/100kg 【第3区分】 601kg~ : 2000 円/100kg

図2 持込ごみの手数料の推移



(2) 累進制と併せて実施してきた施策

手数料の累進制は、当時の持込ごみ量の大部分を占める告示産廃^{*}など多量搬入者のごみ減量促進を目的に、告示産廃の受入上限量(月100トン)の設定、多量搬入者登録制度の導入の施策と併せて導入し、民間施設でのリサイクル等に誘導することで持込ごみの減量を進めてきた。

その後、平成21年10月に、告示産廃の受け入れを停止するとともに多量搬入者登録制度を廃止した。

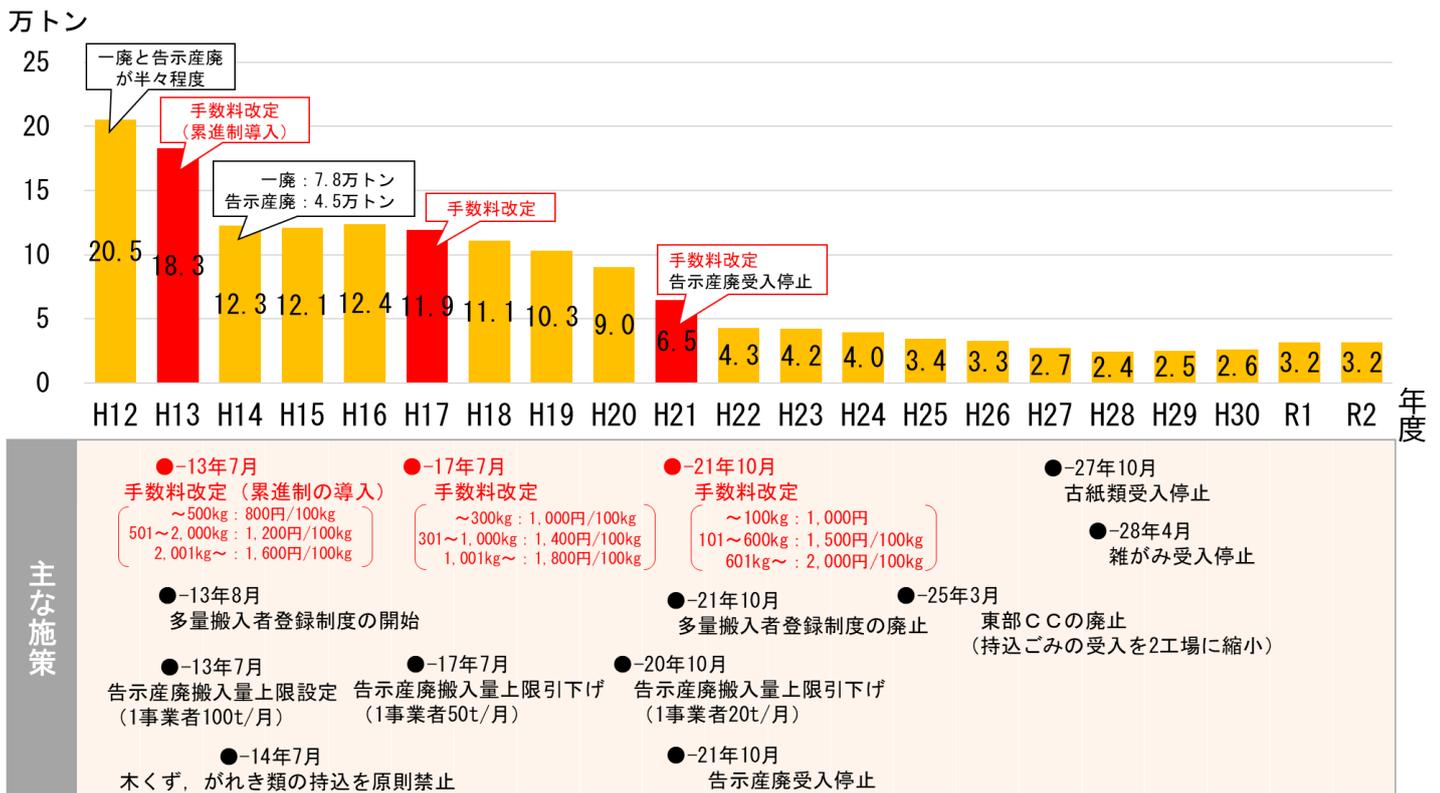
※ 告示産廃：当時、京都市が処分を行う産業廃棄物(建築・解体から出る石膏ボード、がれき、木くず等)を告示したうえで、受入を行っていた。

3 持込ごみの搬入状況等について

(1) ごみ量及び搬入手数料の推移

持込ごみ量は、平成12年度にかけて徐々に増加し、平成12年度に20.5万トンのピークとなった。その後平成22年度にかけて、搬入手数料の改定や告示産廃の段階的受入停止により大幅に減少した。平成22年度から平成28年度にかけては、古紙類や雑がみの受入停止などにより減少傾向であったが、平成29年度以降は増加傾向に転じている（平成12年度：20.5万トン→平成22年度：4.3万トン→令和2年度：3.2万トン）。

図3 持込ごみ量の推移

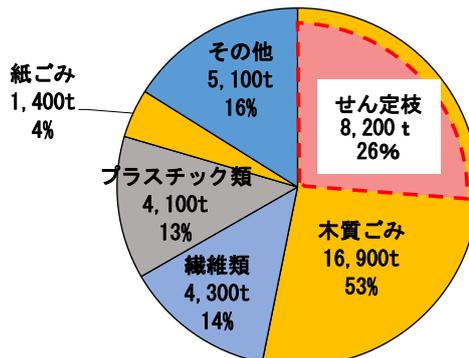


(2) ごみ量の内訳

令和2年度の持込ごみ (31,800 トン) の組成は、木質ごみ (16,900 トン) が全体の53%を占め、中でも、せん定枝 (8,200 トン) が全体の26%を占めている。なお、累進制導入前 (平成12年度) にクリーンセンターへの持込ごみ (158,600 トン*) の中で最も多くを占めていたのは建設廃材 (53,300 トン) であった。

※当時の持込ごみは、クリーンセンターのほか、埋立処分地での受入 (40,300 トン) もあった。

図4 持込ごみの組成 (令和2年度)



令和2年度京都市ごみ質調査に基づき推計

(3) 事業者・市民の内訳（令和2年度）

持込ごみのクリーンセンターへの搬入量と搬入台数を、市民・事業者の別にみると、搬入量では、事業者によるものが57%（17,700トン）、市民によるものが43%（13,300トン）を占めている。

一方、搬入台数では、事業者よりも市民の方が多く、市民が約13万台（77%）、事業者が約4万台（23%）を占めている。

図5 搬入量の内訳（令和2年度）

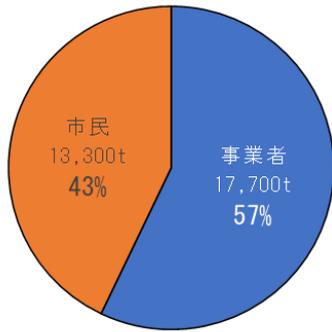
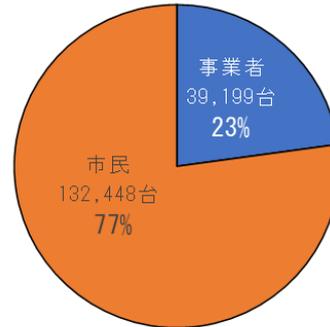


図6 搬入台数の内訳（令和2年度）



ともに令和2年度クリーンセンター搬入データを集計

(4) 重量別の搬入台数（詳細）

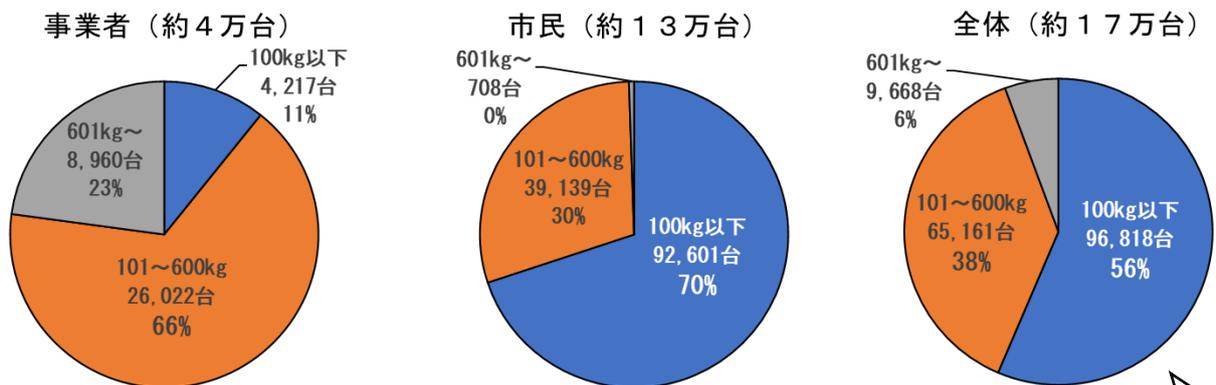
ア 累進制における重量区分別の搬入台数

現行の累進制の重量区分の内訳をみると、事業者は101～600kg（第2区分）の搬入者が66%と最も多く、市民は100kg以下（第1区分）の搬入者が70%と最も多い。

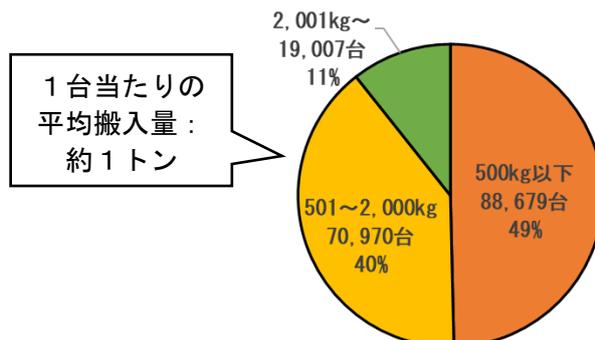
全体では、100kg以下（第1区分）の搬入者が56%と半数以上を占めており、101～600kg（第2区分）の搬入者が38%、601kg以上（第3区分）の搬入者は6%を占める。

累進制導入時と比べると、搬入台数は現在と大きく変わらないものの、501kg以上の搬入者が半分以上を占め、1回に持ち込まれる量は現在よりも多かったことがわかる。

図7 重量区分別搬入台数



(参考) 累進制導入前年 (H12.7~H13.6) (約18万台)



1台当たりの平均搬入量：約1トン

1台当たりの平均搬入量：約180kg

令和2年度クリーンセンター搬入データを集計（累進制導入前年のデータは過去の審議会資料から引用）

イ 搬入重量別搬入台数（令和2年度）

搬入者全体での搬入重量別搬入台数を10kg刻み（※料金は100kg単位）で示したところ（図8）、60kgを頂点とした滑らかな分布となっており、全体としては搬入時において累進制の重量区分があまり意識されていないことが推察される。

ただし、事業者（図9）においては、110～130kgの搬入者数が前後の重量の搬入者数を少し下回っているため、重量区分を意識して一回当たりの搬入量を100kg以下（第1区分）に抑えている搬入者が一定数いることが推察される。

図8 重量区分別搬入台数（全体）

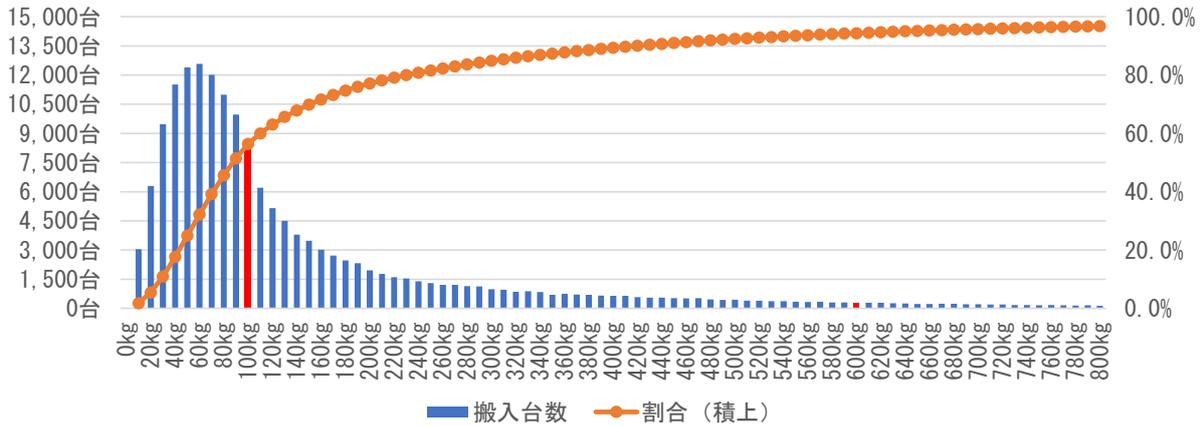


図9 重量区分別搬入台数（事業者）

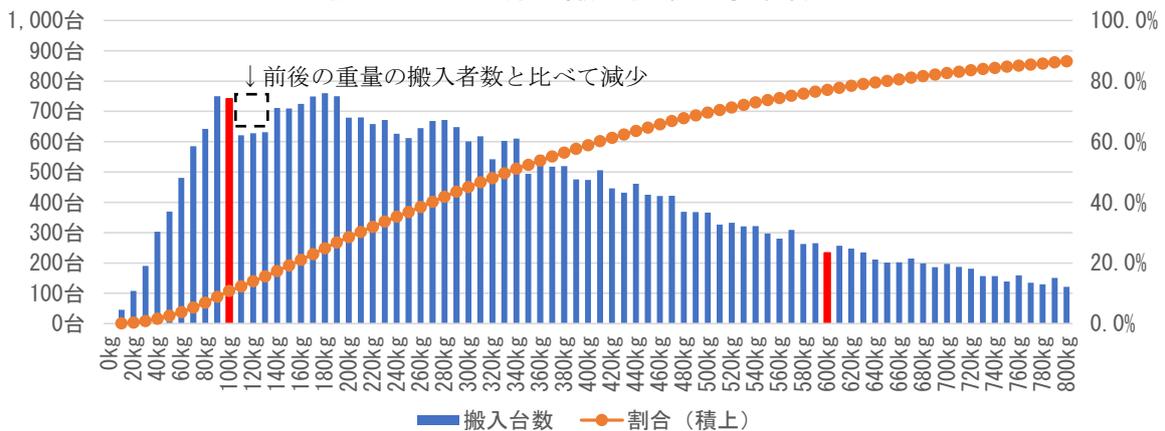
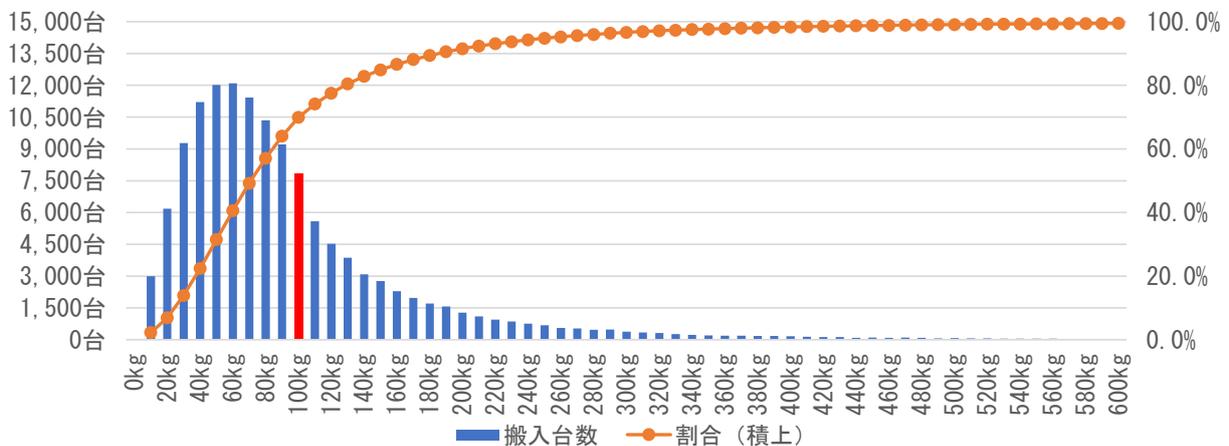


図10 重量区分別搬入台数（市民）



いずれも令和2年度クリーンセンター搬入データを集計

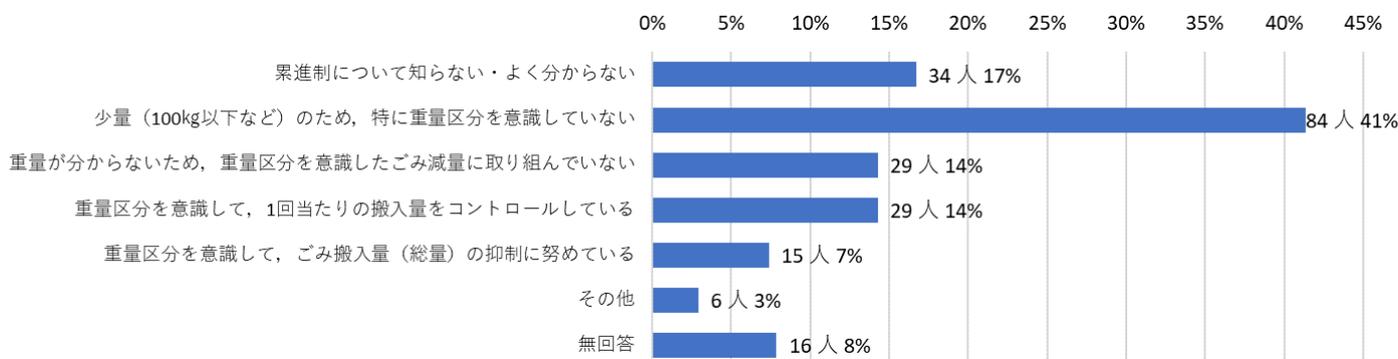
ウ 累進制への対応状況（アンケート調査の集計速報（4月14日時点））

持込ごみ搬入者を対象としたアンケートで、搬入時において累進制の重量区分を意識しているかどうかを調査した。

回答者は事業者14名、市民189名で市民からの回答が大勢を占めた。

累進制に関する設問では、「重量区分を意識して、ごみ搬入量（総量）の抑制に努めている」との回答は7%と少ないことが確認された。

図 11 累進制への対応



※ 複数回答した人が一部いるため、各設問の回答数の合計（213人）が回答者数（203人）と合致しない。

（5）持込ごみの現状と課題

ア 累進制について

累進制導入当時（平成13年度）は告示産廃などを持ち込む多量搬入者が課題であったが、その減量に向け、累進制の導入、告示産廃の受入制限・受入停止、多量搬入者登録制度の導入等の施策によって、現在の持込ごみは、当時に比べて総量が大きく減少している。

一方、1回当たりの搬入量も格段に少なくなる（累進制導入時：平均1トン⇒令和2年度：180kg）などにより、現状、累進制の重量区分を意識して、ごみ搬入量（総量）の抑制に努めている搬入者は少数となっており、また、重量区分を順次引き下げてきた結果、更なる重量区分の引き下げ余地が小さくなり、仮に、重量区分を引き下げた場合でも、「ごみ減量」効果はあまり期待できない。

イ 課金単位について

過去は持込ごみの1回当たりの搬入量が非常に大きく、課金単位を100kg単位としていたが、現状では1回当たりの搬入量の少量化が大きく進み、単価でみた場合の負担額は、搬入者間で搬入量による差が生じやすくなっている。

そのため、現状10kg単位で計量できることも踏まえ、現行の100kg単位の課金単位について、搬入量に応じた費用負担の観点からの見直しも課題となっている。

<現行制度での搬入量別の負担例>

搬入量 100 kg ⇒ 1,000 円（負担単価 1,000 円/100 kg）

搬入量 110 kg ⇒ 2,500 円（負担単価 2,273 円/100 kg）

搬入量 200 kg ⇒ 2,500 円（負担単価 1,250 円/100 kg）

搬入量 210 kg ⇒ 4,000 円（負担単価 1,905 円/100 kg）